

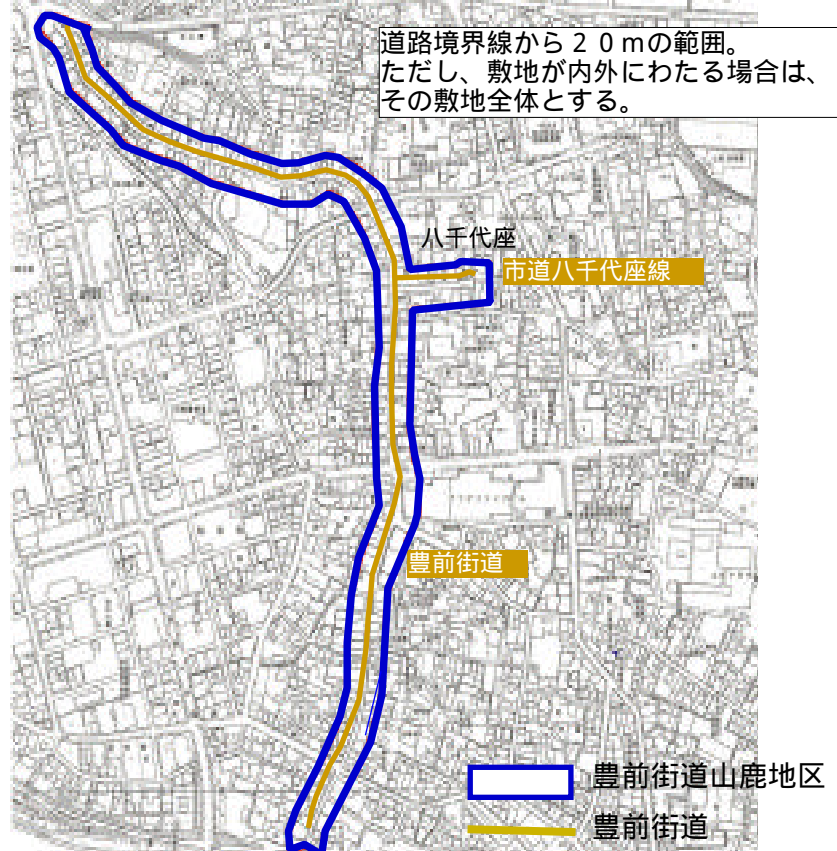
豊前街道山鹿地区（景観形成重点地区）

設定の目的

これまでの取組みにより八千代座を核とした町並みに連続性が生まれつつあり多くの人に認知されようとしています。よって、これからも引き続き商人町として栄えた時代の情緒を今に伝える都市空間として景観形成を図っていく必要があります。

そこで、沿道空間においては、江戸末期から昭和初期の建築様式の参照と山鹿の素材・技術の活用を積極的に誘導していくことにより、山鹿を代表する景観となるよう重点的に取り組んでいきます。

範囲

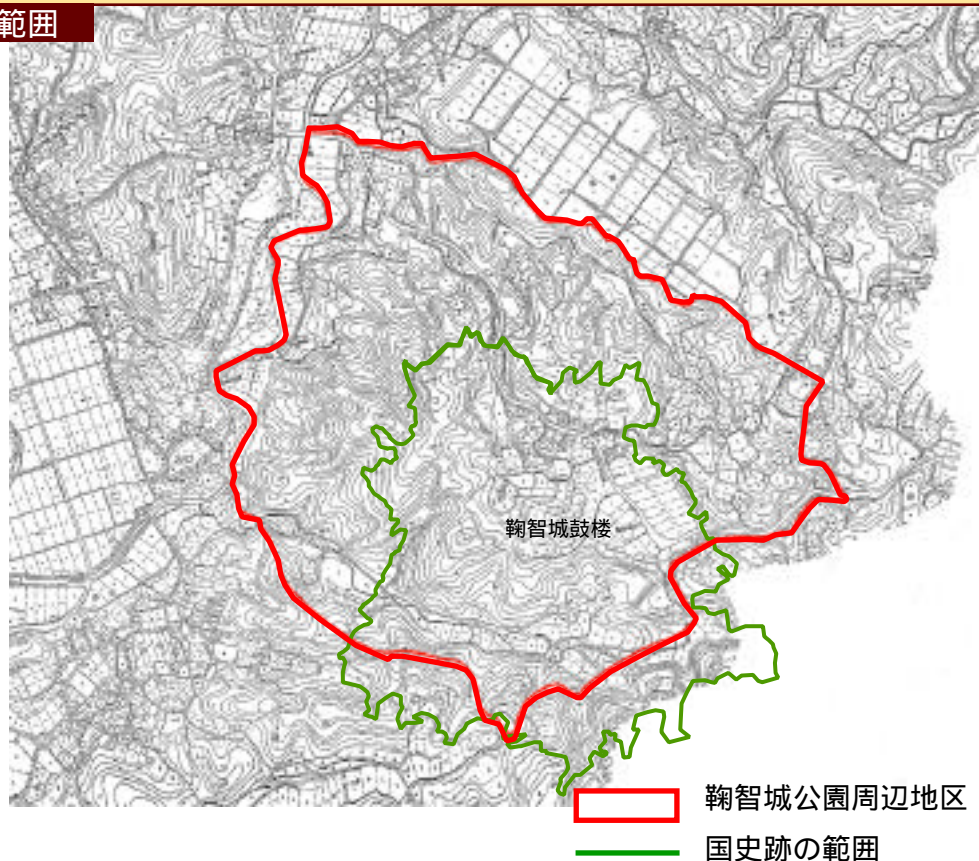


鞠智城公園周辺地区（景観形成誘導地区）

設定の目的

朝鮮式の古代山城として全国的にも稀少価値のある鞠智城跡とそこから望見される広範囲の眺望は山鹿を代表する景観です。今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、周辺に広がる農地・集落と併せて一体的な景観形成を図っていきます。

範囲

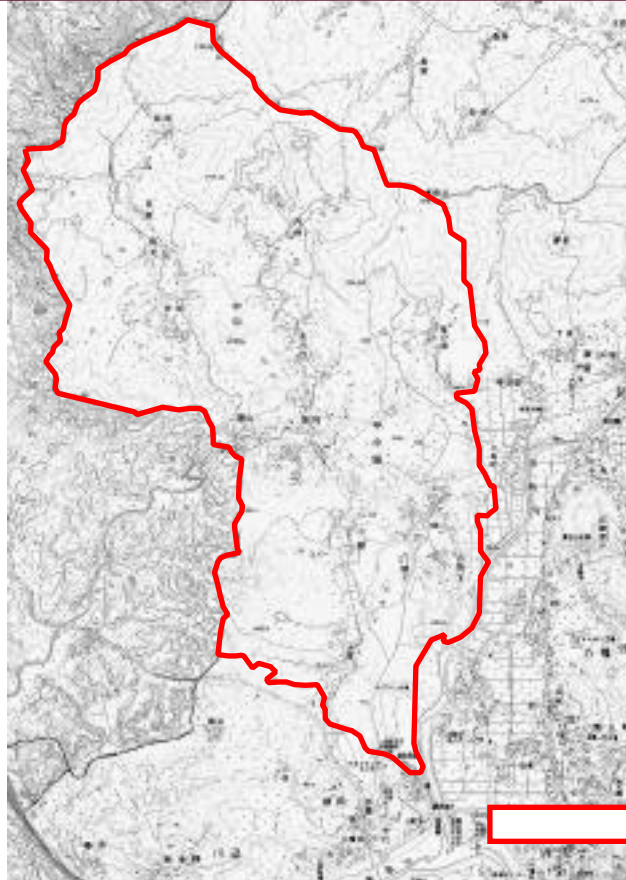


平小城地区（景観形成誘導地区）

設定の目的

起伏に富んだ地形に起因する独特な自然景観の中に平山温泉、チブサン古墳といった山鹿を代表する観光スポットが点在する地域であることから、地域では来訪者を見込んだ施設等が増え、良好な景観が失われることへの危惧があり、自主的な地域活動が行われてきました。今後もこの活動を積極的に支援し、地域と自然、経済活動が共存する景観形成を図っていきます。

範囲



平小城地区

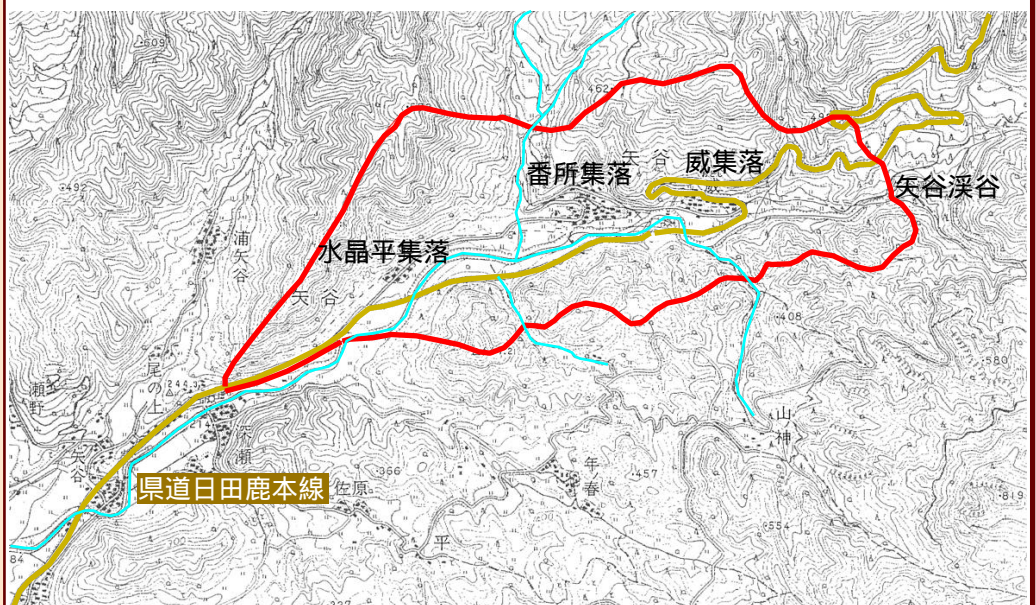
番所地区（景観形成誘導地区）

設定の目的

急峻な山の斜面に沿って形成された家々は群れとして美しい構成美を見せ、地域には神社や石垣、石の水路、棚田など人々の暮らしの中で形成されてきた景観が数多くあります。今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、長い年月をかけ形成されてきた良好な景観を後世に引き継いでいきます。

範囲

棚田の保全地区を含む。



番所地区
 県道
 上内田川

景観形成誘導（重点）地区の景観誘導方針
 （より良い景観形成のために協力してほしい部分や考え方）

種 類		豊前街道山鹿地区（景観形成重点地区）	
建築物 及び 工作物	位置・配置		・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。
	外 観	意匠	・木造とする。 ・歴史的な町並みとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。 ・江戸末期～大正年間に建てられた建築物の様式を参考とし、そのデザインを判りやすく継承したものとする。また、古い建築物で、痕跡調査等により旧状が確認できるものについては、可能な限りの復原を図るものとする。 ・日よけテントは原則として設けない。やむをえず設ける場合は、歴史的なたたずまいに調和するように努める。 ・ガレージを設ける場合は、その意匠、形態と外構部の素材に留意し外壁に調和した工夫を行う。 ・シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は町並みに調和した色彩のものを用いるものとする。
		規模	・建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	・鮮やかな色の使用を避け、伝統的な町並みに溶け込む色彩とする。
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。
		その他	・室外機等の露出を避ける。
	敷地の緑化		・町の潤いを高めるために積極的に緑化する。
工作物 （柵及び塀）		・建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 ・通りに面して設ける柵・塀は町並みに調和した生垣若しくは板塀等とする。 ・コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。	
工作物 （電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）		・道路側にはできる限り設けないように努める。	
広告物		・自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 ・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 ・木製を原則とするが、地が透けて町並み景観を阻害しないものであればその他の素材でも可とする。 ・現代的な電飾や映像等による広告の掲出を控える。 ・掲出した広告物はその維持管理に努める。	
自動販売機	外 観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。
		色彩	・歴史的な町並みとの調和を図る。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		—	
独自の方針		—	

鞠智城公園周辺地区	平小城地区	番所地区
<ul style="list-style-type: none"> 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し、釣り合いのとれた配置とする。（農家の家屋の配置型式を継承する） 		—
—	<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 	
<ul style="list-style-type: none"> 一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとし、ない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする） 屋根は勾配屋根とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 山の斜面に平行な勾配の切妻若しくは入母屋形式の木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとし、ない。（周囲の家屋群になじむ大きさとする）
<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。（ただし、公益的施設及び平小城地区における温泉施設を除く） 		
<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。 		
<ul style="list-style-type: none"> 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 		
<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 	—	—
—	—	—
<ul style="list-style-type: none"> 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> 広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。 掲出した広告物はその維持管理に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> できるかぎり自然素材を用いて作製するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 南部の古墳群への誘導サインは、自然素材を用いて作成し、チブサン古墳内部の色調を引用するものとする。 	—
<ul style="list-style-type: none"> 乱雑にならないように配置する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 自然景観との調和を図る。 		
<ul style="list-style-type: none"> 屋外における長期の堆積を行わないように努める。 	—	—
<ul style="list-style-type: none"> 史跡に近い田は古代米を作付けするなど、古代を連想させる景観形成に積極的に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 神社や洗い場等の共有施設について、その維持保全に努める。 ガードレール等の沿道の諸施設は安全上支障がなければ焦げ茶色とする。 空き地の雑草、樹木の手入れが行き届くように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 柵田や神社等の維持保全に努める。 集落内や柵田の石垣は自然石空積みとするように努める。

景観形成誘導（重点）地区の景観形成基準
（良好な景観を維持・保全するための基準）

種 類		豊前街道山鹿地区（景観形成重点地区）																																																	
建築物 及び 工作物	位置・配置	・隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。																																																	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。 ・1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 ・屋根は勾配屋根とする。（市が洋風建築物として認めるものを除く） 																																																
		規模	・建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。（既存のマンション等を除く）																																																
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。 ・マンセル値で示した次の表とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。 ・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P ・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 		場 所	色 相	明 度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	場 所	色 相	明 度	建具	N	1.0~3.0	場 所	色 相	明 度	彩 度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下	場 所	色 相	明 度	彩 度	屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下
			場 所	色 相	明 度																																														
			屋根及び庇	N	1.0~6.5																																														
外壁	N		2.0~9.5																																																
場 所	色 相	明 度																																																	
建具	N	1.0~3.0																																																	
場 所	色 相	明 度	彩 度																																																
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	1.0以下																																																
場 所	色 相	明 度	彩 度																																																
屋根及び庇、 外壁、建具、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																																
	Y系	9.0以下	4.0以下																																																
	GY・G・BG・B・PB・P ・RP系	9.0以下	2.0以下																																																
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は瓦葺きとする。（市が洋風建築物等と認めるものを除く） ・建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。 																																																		
その他	・室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。																																																		
敷地の緑化	・道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。																																																		
工作物 （電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）	・道路側にはできる限り設けない。																																																		
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的な町並みとの調和に努めるとともに、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁及び屋根の全体を覆うような大きいものを避ける。 ・電飾設備を有するものにおいては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。 ・1つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩は、市が洋風建築物として認めたものの有彩色基準を準用する。 																																																		
自動販売機	外観	位置	・建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。																																																
		色彩	・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。																																																
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件		—																																																	

鞠智城公園周辺地区	平小城地区	番所地区
—	—	—
—	—	—

・建築物の最高高さは13m以下とする。（ただし、公益的施設及び平小城地区における温泉施設を除く）

・マンセル値で示した次の表を基本とする。

場 所	色 相	明 度
屋根及び庇	N	1.0～6.5
外壁	N	2.0～9.5
建具	N	1.0～3.0

・有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。

場 所	色 相	明 度	彩 度
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下
	Y系	9.0以下	4.0以下
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下
	Y系	9.0以下	4.0以下

・ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。

—	—	—
—	—	—

・敷地内は積極的に緑化する。

—	—	—
—	—	—

・複数になる場合は乱雑にならないように配置する。

・側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。

・30日以上堆積は行わない。30日以上堆積する場合には茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。

—

—



お問い合わせ

山鹿市役所建設部都市整備課

電話 0968-43-1591

FAX 0968-44-3200